

【東山町の工業専用地域】  
本来は規制基準なしだが、「第4種区域C類型」に分類される。

【東山町の第4種区域】  
東山町については、「第4種区域の夜間のみ」  
規制基準が異なる。

本来、第4種区域の夜間（午後10時から翌日の  
午前6時まで）の規制値は55デシベルであるが  
東山町のみ60デシベルとなる。

記載例) 4・Cは下記を表しています。  
4 → 騒音規制地域の区分  
C → 環境基準のあてはめ区域